第22号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第132号の11ア中「住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。)第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分(同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。)の床面積を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条第132号の12ア(/)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同条第132号の12の2中「住宅の用途の新築等に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該建築物の住宅の用途の共用部分の床面積を除く。)」を加え、同条第132号の14の3を次のように改める。

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号及び次号において「確保計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び次号において「適合性判定」という。)に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき,非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メ

ートル未満のものにあっては56万3,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては68万9,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万5,000円,5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

(4) 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては41万5,000円、2万2,000円、5万平方メートル以上のものにあっては64万4,000円

- (ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合
 - a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築又は改築(以下この号及び第132号の18において「増築等」という。)であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(同イの基準一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。)で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた⑦の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合(同号の 非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅 部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得 た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

- c a及びbに掲げる場合以外の場合 非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額
- イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満のものにあっては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

第2条第132号の15ア(ア)a中「1件」の次に「(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)」を加え、同号イ(ア)中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)」を加え、同号ウ中「に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅部分の共用部分の床面積を除く。)」を加え、同条第132号の17中「1件」の次に「(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。)」を加え、同条第132号の18ア(ア)a中「基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合(bに掲げる場合を除く。)」を「基準省令第1条第1項第

- c 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合
 - (a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じたaの額

(b) 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じたbの額

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じたaの額

第2条第132号の18イ(ア) a 中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。次のbにおいて同じ。)」を加え、同号イ(ア)b中「基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」を「基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)」同号イ(2)(i)及び同号ロ(2)」を「基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)」に改め、同号イ(4)中「住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)」を加え、同号ウ中「に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積」の次に「(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)」を加え、同条第132号の18の3中「1件」を「当該証明書の交付を受けようとする1の建築物」に、同条第158号中「次条及び第4条」を「次条から第4条の4まで」に改める。

別表第7 11の項及び12の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を 「, 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に 改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部を改正する法律等及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(____は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

(手数料)

- 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を 徴収する。
 - (1) \sim (132の10) 略
 - (132の11) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(一戸建ての住宅又は共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等(低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査
 - ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあっては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積

(建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28年経済産業 省令・国土交通省令第1号。以下この号 から第132号の18の3までにおいて「基準

の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万6,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万5,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万2,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万6,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万7,000円,5万平方メートル以上のものにあっては192万5,000円

イ 略

- (132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(一戸建ての住宅及び共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物(以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査
 - ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合
 - (ア) 略
 - (4) 建築物エネルギー消費性能基準等を

省令」という。)第4条第3項の設計一次 エネルギー消費量を同項第2号の数値と する場合にあっては、当該住宅の共用部 分(同項第1号の共用部分をいう。以下 この号から第132号の18までにおいて同 じ。)の床面積を除く。以下この号におい て同じ。)

基準省令

定める省令(平成28年経済産業省令・ 国土交通省令第1号。以下この号から 第132号の18の3までにおいて「基準省 令」という。) 第1条第1項第1号ロに 規定する一次エネルギー消費量モデル 建築物及び基準省令第10条第1号イ(2) に規定する年間熱負荷モデル建築物を 用いて計算する場合

イ略

(132の12の2) 低炭素化促進法第53条第1項 の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (住宅の用途及び住宅以外の用途に供する 建築物の新築等に係るものに限る。) の認定 の申請に対する審査

| 等に係る部分の床面積 |
|---------------------|
| |
| |
| |
| |
| に応じた第132号の11の額に住宅以外 |
| の用途の新築等に係る部分の床面積に応じ |
| |

1 件につき 建築物の住宅の用途の新築

 $(132の13) \sim (132の14の2)$ 略

た前号の額を加算した額

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条 第1項又は第13条第2項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能確保計画(以下次 号において「確保計画」という。)の建築物 エネルギー消費性能適合性判定(以下この 号及び次号において「適合性判定」とい う。)に対する審査

ア 基準省令第1条第1項第1号に規定す る基準による場合(イに掲げる場合を除 く。) (基準省令第4条第

3項の設計一次エネルギー消費量を同項第 2号の数値とする場合にあっては、当該建 築物の住宅の用途の共用部分の床面積を除 く。)

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条 第1項又は第13条第2項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能確保計画(以下こ の号及び次号において「確保計画」とい う。)の建築物エネルギー消費性能適合性判 定(以下この号及び次号において「適合性 判定」という。)に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規 定する基準による場合 1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては56万3,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては68万9,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては493万5,000円,5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに規定 する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては44万2,000円,5万平方メートル以上のものにあっては64万4,000円

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円、300平方メートル 以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては38万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル以上1万平方メートルよ満のものにあっては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートルよ満のものにあっては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートルよ満のものにあっては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあっては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあっては48万4,000円、5万平方メートル以上のものにあっては46万4,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし

書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに 規定する基準による場合(同号の非 住宅建築物に係る増築又は改築(以 下この号及び第132号の18において 「増築等」という。)であって、当該 増築等の部分以外の非住宅部分の一 次エネルギー消費量(基準省令第1 条第1項第1号イの一次エネルギー 消費量をいう。この号及び第132号の 18において同じ。)を基準一次エネル ギー消費量(同イの基準一次エネル ギー消費量をいう。この号及び第132号の 18において同じ。)で除して得た 数値が1.2以上である場合に限る。) 当該増築等の非住宅部分の床面積

当該増築等の非住宅部分の床面積 の合計に応じた(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに 規定する基準による場合(同号の非 住宅建築物に係る増築等であって、 当該増築等の部分以外の非住宅部分 の一次エネルギー消費量を基準一次 エネルギー消費量で除して得た数値 が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積 の合計に応じた(イ)の額

- c a 及び b に掲げる場合以外の場合 非住宅部分の床面積の合計に応じ た(ア)の額
- イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に 規定する他の建築物に係る審査を行う場 合(確保計画に係る評価方法と建築物省 エネルギー法第29条第1項の規定に基づ

(132の14の4) 略

(132の15) 建築物省エネルギー法第29条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能向上計画(以下この号及び次号において 「性能向上計画」という。)の認定の申請に 対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

- (7) 申請に係る性能向上計画が建築物省 エネルギー法第30条第1項第1号に規 定する基準に適合することを証する書 面が添付されていない場合
 - a 基準省令第10条第1号に規定する 基準による場合(bに掲げる場合を 除く。)

| 1 件 | | | |
|-----|--|--|--|
| | | | |
| | | | |

く建築物エネルギー消費性能向上計画の 評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては3万5,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては10万3,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートルよ満のものにあっては19万8,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては19万8,000円,5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(建築物省エネルギー法第29 条第3項の規定により,同条第1項

につき、認定の申 請に係る部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のものにあっては 23万8,000円,300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のものにあ っては38万8,000円,2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未満の ものにあっては56万3,000円, 5,000 平方メートル以上1万平方メートル 未満のものにあっては68万9,000 円, 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満のものにあ っては82万3,000円, 2万5,000平方 メートル以上5万平方メートル未満 のものにあっては93万5,000円, 5 万平方メートル以上のものにあって は118万7,000円

b 略

(イ) 略

- イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分 (以下この号及び第132号の18において 「住宅部分」という。)のみからなる建築 物の場合
 - (ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省 エネルギー法第30条第1項第1号に規 定する基準に適合することを証する書 面が添付されていない場合

1件につき,一戸建ての住宅の認定

の規定による認定の申請に係る建築 物以外の建築物に関する事項を性能 向上計画に記載する場合は、1の建 築物ごとに1件とする。以下この号 において同じ。) の申請に係る部分の床面積の合計が200 平方メートル未満のものにあっては3 万7,000円,200平方メートル以上のも のにあっては4万2,000円,共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住 宅の認定の申請に係る部分の床面積

一の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円,1万平方メートルよ上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円,5万平方メートル以上のものにあっては192万3,000円

(イ) 略

ウ 申請に係る建築物が基準省令第1条第 1項第1号に規定する複合建築物(以下 この号及び第132号の18において「複合建 築物」という。)の場合

1件につき、非住宅部分の認定の申請 に係る部分の床面積に応じたアに定める 額に住宅部分の認定の申請に係る部分の 床面積 (基準省令第4条第3項の設計一次工 ネルギー消費量を同項第2号の数値と する場合にあっては、当該住宅の共用 部分の床面積を除く。(イ)において同 じ。)

(基準省令第4条第3項の設計一

| | に応じたイに |
|------|------------------------|
| | 定める額を加算した額 |
| (132 | 2の16) 略 |
| (132 | 2の17) 建築物省エネルギー法第31条第1 |
| 項 | [の規定に基づく性能向上計画の変更の認 |
| 定 | の申請に対する審査 |
| | 1件 |
| | |
| | |
| _ | |

き,第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは,

につ

「建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積(基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

- (132の18) 建築物省エネルギー法第36条第1 項の規定に基づく認定の申請に対する審査 ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみか らなる建築物の場合
 - (ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合
 - a <u>基準省令第1条第1項第1号に規</u>

次エネルギー消費量を同項第2号の数値 とする場合にあっては、当該住宅部分の 共用部分の床面積を除く。)

(建築物省エネルギー法第29条第3 項の規定により、同条第1項の規定による 認定の申請に係る建築物以外の建築物に関 する事項を性能向上計画に記載する場合 は、1の建築物ごとに1件とする。)

基準省令第1条第1項第1号イに

<u>定する基準による場合(bに掲げる</u> 場合を除く。)

1件につき、認定の申請に係る部 分の床面積の合計が300平方メートル 未満のものにあっては23万8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メー トル未満のものにあっては38万8,000 円, 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のものにあっては56 万3,000円,5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のものにあっ ては68万9,000円, 1万平方メートル 以上2万5,000平方メートル未満のも のにあっては82万3,000円, 2万 5,000平方メートル以上5万平方メー トル未満のものにあっては93万5,000 円, 5万平方メートル以上のものに あっては118万7,000円

| _ | | | |
|---|---|---|--|
| | | | |
| | | | |
| _ | | | |
| | | | |
| _ | | | |
| | | | |
| | | | |
| | _ | | |
| | | | |
| | | | |
| | | _ | |
| | | | |
| | | | |

b 略

規定する基準による場合

- c 基準省令第1条第1項第1号ただ し書に規定する方法による場合
 - (a) 基準省令第1条第1項第1号イ に規定する基準による場合(同号 の非住宅建築物に係る増築等であ って,当該増築等の部分以外の非 住宅部分の一次エネルギー消費量 を基準一次エネルギー消費量で除 して得た数値が1.2以上である場 合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面 積の合計に応じた a の額

(b) 基準省令第1条第1項第1号ロ に規定する基準による場合(同号

| _ | | |
|---|--|--|
| | | |
| | | |
| • | | |
| | | |
| | | |
| - | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(1) 略

- イ 申請に係る建築物が住宅部分のみから なる建築物の場合
 - (ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合
 - a 基準省令第1条第1項第2号に規 定する基準による場合(bに掲げる 場合を除く。)

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあっては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積

の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面 積の合計に応じた b の額

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場 合

非住宅部分の床面積の合計に応 じた a の額

(基準省令第4条第3

項の設計一次エネルギー消費量を同 項第2号の数値とする場合にあって は、当該住宅の共用部分の床面積を が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円,2万5,000平方メートルよ満のものにあっては60万4,000円,2万5,000円,5万平方メートルよ満のものにあっては104万5,000円,5万平方メートル以上5万

b 基準省令第1条第1項第2号イ(2) 及び同号ロ(2)に規定する基準による 場合(共同住宅,長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅にあっては全 ての住戸が同基準による場合に限 る。)

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては2万円、200平方メートル以上のものにあっては2万2、000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては3万7、000円、300平方メートル以上2、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートル以上5、000平方メートルは100平方

基準省令第1条第1項第2号イ(2) (i)及び同号ロ(2),同号イ(2)(ii)及び 同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ (3) ートル未満のものにあっては12万6,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては18万1,000円,1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては32万8,000円,2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては53万3,000円,5万平方メートル以上のものにあっては94万円

(4) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては6,900円、200平方メートル以上のものにあっては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積

の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては6万6,000円,5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては10万3,000円,1万平方メートル以上2万5,000平

(基準省

令第4条第3項の設計一次エネルギー 消費量を同項第2号の数値とする場合 にあっては、当該住宅の共用部分の床 面積を除く。) 方メートル未満のものにあっては16万 5,000円, 2万5,000平方メートル以上 5万平方メートル未満のものにあって は23万4,000円, 5万平方メートル以上 のものにあっては36万8,000円

ウ 申請に係る建築物が複合建築物の場合 1件につき、非住宅部分の認定の申請 に係る部分の床面積に応じたアに定める 額に住宅部分の認定の申請に係る部分の

に応じたイに定め

る額を加算した額

床面積_

(132の18の2) 略

(132の18の3) 建築物省エネルギー法施行規 則第29条の規定に基づく軽微な変更に関す る証明書の交付

1件につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積(基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

 $(132の19) \sim (157)$ 略

(158) 前各号、<u>次条及び第4条</u>に定めのない事項の証明1件につき 300円

別表第7 (第4条の3関係)

事務の区分 手数料

(基準省令第4条第3項の設計一 次エネルギー消費量を同項第2号の数値 とする場合にあっては、当該住宅の共用 部分の床面積を除く。)

当該証明書の交付を受けようとする1の 建築物

次条から第4条の4まで

(225)

| 略 | 略 | | |
|----------|----------------|---------|--|
| 11 高圧ガス | 略 | 略 | |
| 保安法施行 | 繊維強化プラ | 略 | |
| 令第18条第 | スチック複合 | | |
| 2 項第 3 号 | 容器 <u>又は圧縮</u> | 略 | |
| の規定に基 | 天然ガス自動 | | |
| づく高圧ガ | 車燃料装置用 | 略 | |
| ス保安法第 | 容器(温度零 | нц | |
| 44条第1項 | 下50度以下の | m br | |
| に規定する | 液化ガスを充 | 略 | |
| 容器検査 | 塡するための | | |
| | 容器を除 | 略 | |
| | < 。) | | |
| | 略 | 略 | |
| 12 高圧ガス | 略 | 略 | |
| 保安法施行 | 繊維強化プラ | 略 | |
| 令第18条第 | スチック複合 | | |
| 2 項第 4 号 | 容器又は圧縮 | 略 | |
| の規定に基 | 天然ガス自動 | | |
| づく高圧ガ | 車燃料装置用 | 略 | |
| ス保安法第 | 容器(温度零 | . 14 | |
| 49条第1項 | 下50度以下の | pro fee | |
| に規定する | 液化ガスを充 | 略 | |
| 容器再検査 | 塡するための | | |
| | 容器を除 | 略 | |
| | ⟨ 。) | | |
| | 略 | 略 | |
| 略 | 略 | 略 | |

| <u>, 圧 縮 天</u> | |
|----------------|----------|
| | |
| 然ガス自動車 | |
| 燃料装置用容 | |
| 器又は圧縮水 | |
| 素自動車燃料 | |
| 装置用容器 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| <u>, 圧 縮 天</u> | |
| 然ガス自動車 | |
| 燃料装置用容 | |
| | |
| 器又は圧縮水 | |
| 素自動車燃料 | |
| 装置用容器 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| <u> </u> | <u> </u> |